

議 案 第 3 1 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

職員の定数を部局間において調整するとともに、病院事業における医療職員の定数を増員し、診療体制の充実を図るため。

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長事務部局の職員の項中「2,028」を「2,043」に改め、同表公営企業の職員の項病院事業の目中「1,106」を「1,170」に改め、同表計の項中「4,192」を「4,271」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。